

令和 7 年

南部町議会第3回定例会会議録

令和 7 年 9 月 9 日開会

令和 7 年 9 月 19 日開会

山梨県 南部町議会

令和 7 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 9 日

令和7年南部町議会第3回定例会（第1日目）

令和7年9月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 令和6年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議案第63号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第66号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第67号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第68号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第70号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第71号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第72号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第24 認定第 9号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 芦澤潤一郎 | 2番 | 望月憲之 |
| 3番 | 望月小五郎 | 4番 | 塩津悟 |
| 5番 | 高橋茂広 | 6番 | 小泉昇一 |
| 7番 | 望月光彦 | 8番 | 仲亀佳定 |
| 9番 | 若林良一 | 10番 | 木内秀樹 |

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 5番 | 高橋茂広 | 6番 | 小泉昇一 |
|----|------|----|------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	会計管理者	遠藤成
総務課長	遠藤一明	企画課長	杉山一陽
D X 推進課長	佐野智洋	財政課長	渡辺雄治
税務課長	金井貴	交通防災課長	仲亀哲也
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

石破首相が突如辞任する意向を表明しました。党内の分断を避けるべく、自ら身を引く決断に至ったとのことですが、就任から約1年での退任となり、今後の国の動向が気になるところです。

さて、9月に入ってもうだるような暑さが続きます。7月、8月はほぼ連日のように熱中症警戒アラートが発令され、告知放送からは注意喚起が促されました。

北海道でも39度を記録するなど危険な暑さが続き、体調管理が難しかったことと思われま

す。今年も大変厳しい夏でしたが、開催された南部の火祭りは天候に恵まれ、週末の金曜日開催だったこともあり、例年より多くのお客さんで賑わいました。

富士川の夜空を赤々と煌びやかに染める荘厳な火祭りは、多くの人に感動を与え、ふるさとの夏の風物詩として誇らしく思いました。

ただ、華やかな祭りの裏には、多くの町民の皆さんの協力や、職員の皆さんには炎天下の中での準備、片付け作業など大変なご苦勞があったことと思われ、この場にて感謝申し上げます。

さて、過日、新聞記事には山梨県の2100年人口ビジョンが報じられ、悲観型なら18万人というショッキングな推計が報じられました。

現状で未来に向けた手立てを何も打たなかった場合の悲観的な数値ですが、県の人口がここまで減少した場合の本町を考えると、とても恐ろしい感じがします。

生産年齢の減少、出生率の低下がもたらす人口減少は、国全体の大きな問題であります。

しかし、第3次南部町総合計画による人口ビジョンでも、未来に向け今、出生率の上昇につながる施策、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことで、人口の減少の度合いを抑え、急激な減少に歯止めをかけるとあります。

記事にもありましたが、それには現在の若者がこの地での将来に明るい展望を持ち、それぞ

れの幸せを積極的に追求できる地であることが重要です。困難な課題ではありますが、そういった明るい展望を抱ける町であり続けるように、住民も巻き込んだ真剣な施策や検討、取り組みが今後ますます重要であり、執行部、議会ともに協力して推し進めていかなければならないと考えます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、令和6年度の南部町各会計歳入歳出決算認定が提出されており、令和6年度

の予算が議決した目的に従って適正に執行されたのか、また、どのような行政成果があったのか、執行部から示されるわけであります。

審議内容は多岐に渡り膨大なものではありますが、町民の負託に応えられますよう、活発で実りある質疑・討論をお願いいたします。

なお、本定例会もクールビズのため、上着・ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承ください。

それでは、本定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げます、開

会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、令和7年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 高橋茂広議員、および6番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までには請願1件を受理いたしました。皆さまのお手元に配付いたしましたとおりであります。

請願第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

この1件については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は、今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度会計の令和7年5月分、令和7年度会計の令和7年5月・6月・7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、教育に関する事務の点検及び評価報告書、令和6年度分の提出がありました。お手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

- 日程第4 報告第5号 令和6年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議案第63号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第66号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第67号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第68号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第70号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第71号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第72号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第9号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計決算認定について

日程第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

以上、23件について、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和7年第3回定例開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

さて、今年の南部の火祭りは、日程にも天気にも恵まれ、大勢の方々にお越しいただき盛大に開催できたことを大変うれしく思っております。

今年の夏の高校野球甲子園大会は、山梨学院の快進撃にとどまらず、さまざまなドラマや2年生の活躍など話題の多かった大会となりました。また、敗者に注目が集まった大会でもありました。準優勝に終わった日大三高は、「相手がいるから試合ができる。ライバルに敬意を払い、周囲に感謝の念を持てる人間であれ」がチームの考えだといい、閉会式後には優勝した沖縄尚学の選手と入り交じって記念撮影をするなど、ノーサイドの光景が広がりました。

戦後80年の夏、アメリカ統治下での選手権に参加できなかった経験のある沖縄県の高校が栄冠を手にするのも巡り合わせの縁だったのでしょか。結果的にその優勝校から最も得点をあげたのは山梨学院となりました。敗者とはなったものの、今の2年生は負けを生かす機会が残されています。来年の活躍を期待したいと思います。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月13日、6月定例会閉会后、晴天に恵まれた内船公園であじさいまつりが開催され、議員の皆さま方と出席いたしました。平成7年から植栽が始まり、今年で30年、多くのあじさいボランティアの皆さんがこのひとときのために1年を通して手入れをしてくださることに心から感謝を申し上げたいと思います。

6月20日、21日、青森県南部町よりお招きをいただき、青森県八戸市と三戸郡の1市5町1村の市町村長と意見を交換してまいりました。

青森県南部町におかれましては、少子人口減少対策として、八戸市などへ通勤する者へのベッドタウンを目指し、若者向けに分譲を行ったところ、すぐに完売してしまうなどの施策の説明を受けました。

6月29日、令和7年度防災講演会が行われ、株式会社危機管理教育研究所の代表であり、危機管理アドバイザーの国崎信江さんをお招きして、「大規模災害を見据えて、自分と地域の防災力の強化を目指す」と題して、個人の備えと地域での備えをどのように進めていくかについて、分かりやすくご講演をいただきました。

7月1日、社会を明るくする運動強調月間に合わせて、保護司の皆さまが町長室にお見えになり、内閣総理大臣からのメッセージ伝達式が行われました。

犯罪や非行防止、過ちを犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動への協力要請を受けるとともに、お越しいただいた皆さまには、保護司としての日ごろの活動のご労苦に対して感謝を申し上げます。

同日の午後、下部ホテルで南部警察官友の会の役員会定期総会が開催され、出席いたしまし

た。南部署管内の企業や行政が会員となって組織されている友の会ですが、南部町・身延町・早川町と広範囲を管轄する署員の皆さまには、日ごろから地域の治安維持のためにご苦労いただいていることに感謝とご慰労を申し上げてまいりました。

7月28日、町村長会議が開催され、出席いたしました。会議では、令和6年度の会務報告や決算認定のほか、来年度に向けて国県の施策および予算に関する提案要望が協議をされました。

7月30日、南部町総合教育会議を開催いたしました。会議では、教育委員会の令和7年度の取り組み方針が説明されたほか、南部地区の小学校適正配置について、今後の方針内容などについて教育委員の皆さんと協議をいたしました。

いずれの協議事項につきましても、本町の教育行政の方向性を確認する中で情報共有を図ることができました。

8月15日、冒頭のあいさつでも申し上げましたが、日程に恵まれ、雨の心配もなく、また今年は長崎山梨県知事にもお越しいただき、南部の火祭りを盛大に開催することができました。

おかげさまで、被災者である実行委員会からは3万人の来場者との発表もありました。今年の火祭りに訪れた皆さまも、荘厳な火の祭典に深く感動していただいたことと思います。

実行委員会および関係各位の皆さま、また百八たいにご協力いただいた区民の皆さまにお礼を申し上げます。

8月26日から28日まで山梨県町村会の町村長視察研修に参加し、神戸、大阪、京都で研修をしてまいりました。

神戸では、阪神淡路大震災記念館で語り部による震災体験の講話と施設説明を受けました。

大阪では大阪県人会の皆さまと意見交換し親睦を深め、阪急電鉄、宝塚歌劇、阪急百貨店、東宝など多くの事業を興した山梨県出身の偉人小林一三記念館を見学してまいりました。

また、京都では日本で最も長い歴史を持つ京都市立芸術大学において、まちづくりの促進、地域活性化について説明をいただき、併せて大学構内を見学してまいりました。

以上で行政報告を終わります。

それでは、本定例議会に提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会の提出議案は報告が1件、条例の改正が2件、補正予算9件、決算認定議案10件、人事案件1件の合計23件であります。

はじめに、議案集をご覧ください。

議案集の2ページ、報告第5号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付してご報告いたします。

次に、議案集3ページをご覧ください。

本町においては、4指標ともに早期健全化基準以下であり、また、資金不足比率につきましても経営健全化基準以下となっており、健全な財政状況にあることを報告いたします。

次に、議案集4ページ、議案第63号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国家公務員に対して、育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等に関する人事院規則が

整備されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集 8 ページ、議案第 6 4 号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正により、育児休業に関する規定が整備され、法令改正の趣旨および国との検証を図る観点から、本町でも同様の措置を講じることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案第 6 5 号から議案第 7 3 号までは、一般会計ほか 8 会計の補正予算であります。

はじめに、令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）であります。6 月補正予算後の情勢の変化に対応するため、国、県支出金、寄附金、令和 6 年度の決算を、剰余金などを主な財源として、緊急を要する事業に必要な措置を講じたところであります。

主な事業としては、睦合小学校の外構整備に伴う付帯施設建設工事費を計上したほか、なんぶの湯の修繕費等を予算計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算は 3, 2 4 7 万 6 千円の追加となり、予算の総額を 5 9 億 3, 9 6 8 万円とするものであります。

次に、特別会計ですが、前年度決算が確定したことに伴い、全会計で過年度の精算を行っております。

はじめに、指定居宅サービス特別会計補正予算は、過年度の精算のほか、一般会計からの繰入金金を財源に設備品購入費を補正いたします。

次に、国民健康保険特別会計補正予算は、事業勘定を補正いたします。

過年度の精算のほか、国庫補助金を財源に、システム改修のための負担金の補正となります。

次に、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、繰越金を主な財源とし、精算に伴う返還金や給付準備基金積立金、一般会計繰出金など 8, 0 6 1 万円を補正いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算は、過年度の精算のほかシステム改修のための負担金の補正となります。

続いて、財産区の補正予算であります。睦合財産区、大城平外二山および大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計の補正予算は、過年度の精算に伴う補正予算であります。

また、富沢財産区特別会計補正予算は、木材売り払い収入と繰越金を財源に造林費等を補正いたします。

以上が議案第 6 5 号から議案第 7 3 号までの一般会計ほか 8 会計の補正予算の提案説明となります。

続きまして、別冊の決算書、認定第 1 号 令和 6 年度南部町一般会計歳入歳出予算認定から認定第 1 0 号 令和 6 年度南部町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定であります。既に監査委員による決算審査を受け、全ての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理いたしました。

お手元にその写しを提出いたしましたので、決算審査意見書の説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員からご指摘いただいた住民生活に真に必要とされる施策を展開するとともに、さらなる見直しを図り、将来を見据えた政策の推進が必要であるとの貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め、身を引き締めて町政運営に邁進する所存であります。

以上、本定例会へ提案をいたします。議案の詳細説明につきましては、この後、会計管理

者ならびに担当課長より説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第18号の諮問第1号 人権擁護委員の推薦についての人事案件につきまして、提案理由の説明をいたします。

現在、本町には人権擁護委員が5名おりますが、そのうちの1名が来年の3月31日で任期満了となります。そこで、諮問第1号として、南部町万沢5216番地、昭和33年5月16日生まれの新井稔氏67歳を推薦いたしたいと思っております。

任期は令和8年4月1日から3年間となります。

以上で人権擁護委員の提案理由の説明をさせていただきますが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第4 報告第5号および、日程第7 議案第65号から日程第15 議案第73号までの補正予算について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第5 議案第63号から日程第6 議案第64号について、遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第16 認定第1号から日程第24 認定第9号について、遠藤会計管理者。

○会計管理者（遠藤成君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時20分からです。

よろしく願いいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第25 認定第10号について、岡村水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、令和6年度決算に基づく南部町健全化判断比率および資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、田中清一代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

田中代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは私から、去る7月28日、29日の2日間にわたり、小泉昇一監査委員とともに実施いたしました、令和6年度決算に係る財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果につきまして、その概要を報告させていただきます。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付されました財政健全化審査について報告いたします。

端末資料⑧令和6年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出されました健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した100ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し、審査した結果、これらの書類はいずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は2ページに、資金不足比率の状況は3ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率、資金不足比率ともに早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただくことを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき審査に付されました令和6年度南部町一般会計・特別会計および公営企業会計の歳入歳出決算ならびに基金の運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。

端末資料⑨令和6年度会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計・特別会計8件、公営企業会計の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿、その他の証書類と照合しながら審査を行いました。

また、令和6年度に実施された、町道奥山線法面補強工事、道の駅なんぶ・浄化槽改修および倉庫棟建設工事、アルカディア文化館改修工事の4カ所について、立地状況調査のため現地確認を行い、各担当者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であると認められました。

まず、令和6年度一般会計について、4ページの表1です。

歳入総額は69億618万4千円、歳出総額は60億9,576万8千円でありました。

繰越明許費繰越額として3,730万7千円ありますので、実質収支額7億7,310万9千円が令和7年度への繰越額となりました。

歳入面においては、まず、主たる財源である地方交付税は、6ページの表4のとおり、前年度の29億9,694万3千円に比べ、普通交付税が4,933万8千円、特別交付税も720万円それぞれ増額し、合計で5,653万8千円の増額となり、総額では30億5,

348万1千円でありました。

前年度からの増額は、算定項目である臨時財政対策債振替相当額が減算されたことが主な要因です。なお、5ページの表3のとおり、歳入総額の44.2%を占める地方交付税に大きく依存している状況は、依然として変わりありません。

町税収入は、7ページの表5のとおり、町民税においては個人住民税が主に定額減税の影響により減少、法人住民税は事業所の収益等の増収により増加となりましたが、全体では前年度に比べ収入額が2,814万円の減収となっています。

コロナウイルス感染症への対策が緩和されたことで事業活動が活発になることを期待いたしますが、個人住民税は納税義務者の減少により減収は避けられないものと予想されます。

なお、徴収事務においては、どの税目も高い徴収率を維持しています。納税相談など細やかな対応を続けていることは、昨年度に引き続き大いに評価に値します。

今後も税の公平性および公正性の観点から、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図られることを望みます。

次に、歳出面ですが、8ページの表6のとおり、扶助費は物価高騰対応事業に伴う各種給付金事業により27.7%、投資的経費は各種施設の老朽化による改修工事費等で33.1%、積立金は、当初予算の編成に向け財政調整基金へ積み立てたことにより43.7%、それぞれ増額となりました。

一方、維持補修費の減額は、公共施設等総合管理計画に合わせ、各種整備や改修事業の際に計画的な修繕箇所等も含めて投資的経費として支出したことによりです。

また、補助費等11.9%の増額と繰入金30.4%の減額は令和6年度より簡易水道事業会計が公営企業会計に移行したことが要因となっています。

今後、公共施設等総合管理計画、国土強靱化計画に沿った施設の維持や廃止等にかかる多額の支出を控える中、引き続き行財政改革を念頭に、人件費、扶助費および公債費に係る義務的経費が高い水準で推移しないよう注視しながら、将来負担を考慮した財政運営を図られることを望みます。

次に、特別会計の決算ですが、11ページの表13-1のとおり、公営企業会計に移行した簡易水道事業を除く8会計の歳入総額は27億783万6千円、歳出総額は25億3,080万2千円となりました。

翌年度に繰り越すべき額がありませんので、実質収支額は1億7,703万4千円となっています。

特別会計においても計数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿った適法・適正なものとして認められました。

特別会計の詳細については抜粋して報告させていただきます。

まず、指定居宅サービス特別会計では、12ページの表16のとおり、令和6年度も黒字決算となっていますが、これは一般会計からの繰入金によるものです。

富沢デイサービスセンターは、延べ利用者数が前年度より増加となったため、収入状況は改善しつつあるように見受けられます。しかし、電気料、燃料費、食材費などの高騰で運営費も増大しています。今後とも事業の継続とさらなるサービスの向上に向け、社会福祉協議会との連携をさらに強化し、経費削減に努めるなど、運営内容について協議検討を続けていくことが必要です。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定について、14ページの表18のとおり、歳入面では、団塊の世代の後期高齢者医療への移行が進む中、人口減少や被保険者の減少が続いているものの、課税対象所得の限度額の引き上げ等もあり、国保税の税収は前年度から約300万円の増額となっています。

また、医療費適正化や収納率と検診受診率向上への取り組みを加味した交付金も確保できています。

歳出面では、県事業費納付金が前年度より1,800万円の減額、保険給付費も2,340万円の減額となっており、全体の予算規模は縮小していますが、13ページ、表17のとおり、実質収支額は5,267万2千円で前年度を上回り、繰越金や交付金、また一定の税収が確保できたため、財政面では安定した状態と確認されました。

そして、令和6年5月には県内の保険料水準を令和12年度に統一するという目標年度が県の事業運営方針として示されました。今後は、段階的に県全体の水準に近づけていくようになるかと思いますが、各町の6次事業や運営方法にも違いがあり、近隣町村や県との情報交換を積極的に行い、対応していくことに努められたい。

また、協議が進んでいる峡南南部地域医療連携については、医療を取り巻く環境が厳しい峡南南部地域において、各医療機関でよりよい医療連携を進め、将来にわたりこの地域に暮らす町民が安心して生活を送れるような体制づくりを期待いたします。

最後に、公営企業会計です。

簡易水道事業については、令和6年度から公営企業会計に移行し、初めての決算となります。

これまでの官庁会計の決算にはなかった財務諸表等により、経営成績や財務状況がこれまで以上に明確となり、中長期的な経営計画を策定していく上では意義のあることだと考えます。

経営指標については、17ページ、表25のとおり、公営企業会計としての健全性、効率性を判断するため、算定された各比率は、各区分ともに初年度ではありますが、数値的には概ね適正な数値を示しています。

しかし、表24のとおり、一般会計からの財政支援に依存する形が続いており、今後も人口減少に伴う収益減が見込まれ、厳しい経営環境が続くことが予想されます。

令和6年度を基とし、一定期間の財政の見通しの中で方法を協議し、十分な周知説明と住民の理解を得ながら、企業会計として少しでも自立の方向へ向かえるよう、今後の運営方針を検討していくことが必要となります。

以上が、一般会計を抜粋した特別会計および公営企業会計の決算概要であります。

小規模自治体である本町にあっては、歳入に占める徴税の割合は12.6%であり、今後も自主財源の確保には厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

しかし、そうした状況下ではありますが、町政には財政の健全性を保ちながらも、町内の経済活性化を推し進めつつ、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用して町民サービスの維持向上を図らなければなりません。

効率的な行財政システムの構築に努め、最少の経費で最大の効果を上げることが求められており、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる見直しにより、将来を見据えた政策の推進に取り組まれることをお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元の財政健全化審査意見書および決算審査意見書をご覧ください。

ただき、確認をお願いいたします。

以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでした。

○議長（木内秀樹君）

ただいま議題となっております案件のうち、日程第4 報告第5号と日程第26 諮問第1号の2件については、町長から、本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 報告第5号と日程第26 諮問第2号については、本日、先議することに決定いたしました。

端末資料⑮、議案集2ページをお開きください。

日程第4 報告第5号 令和6年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第5号 令和6年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を終結いたします。

次に議案集18ページ、日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第26 諮問第1号については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第5 議案第63号から日程第15 議案第73号、および日程第16 認定第1号から日程第25 認定第10号までの21件についてを議題とし、順次質疑を行います。

これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いをいたします。

最初に、日程第5 議案第63号 南部町議会職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第63号についての質疑を終結いたします。

日程第6 議案第64号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第64号についての質疑を終結いたします。

日程第7 議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。

端末資料⑩、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに歳入について、11ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第4款衛生費について、15ページから17ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第6款商工費から第9款教育費、17ページ下段から最終19ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑪、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第8 議案第66号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

11ページと15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第9 議案第67号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

事業勘定27ページと31ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第10 議案第68号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

41ページと45ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第69号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

55ページと59ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第70号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

69ページと73ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第71号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

83ページと87ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第72号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

97ページと101ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第73号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

111ページと115ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料②、別冊の決算書をご用意ください。

決算書は、会計ごと、別綴じになっております。

日程第16 認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。

第1款町税から第14款使用料及び手数料、13ページから19ページ中段まで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第16款県支出金、19ページ中段から24ページ上段まで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第17款財産収入から第22款町債、24ページ上段から28ページまで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、29ページから38ページ上段まで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、38ページ上段から47ページまで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、48ページから54ページ中段まで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、54ページ中段から58ページ下段まで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、58ページ下段から70ページ中段まで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費および財産に関する調書について、70ページ中段から83ページまで、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終84ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17 認定第2号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから17ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18 認定第3号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、13ページから29ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、9ページから17ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

望月議員。

○7番議員（望月光彦君）

17ページ、南部診療所、物品の一覧について、今まであった眼底カメラがマイナスになっていて、これはなくなったとして診察料に問題がないのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

健康管理センター所長、お願いします。

○健康管理センター長（大倉直也君）

望月議員の質問にお答えいたします。

こちらのカメラにつきましては、以前は検査を行うことがありましたが、現在は、この眼底カメラを用いての検査等は行っていませんので、備品等がなくなっても診療に関して支障はございません。

以上となります。

○議長（木内秀樹君）

望月議員。

○7番議員（望月光彦君）

つまり、今回のそういった備品等が無くなったことによって、万沢診療所で対応ができず、町民にご迷惑をおかけするようなことはないと思って良いのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

大倉所長。

○健康管理センター長（大倉直也君）

簡単な目の洗浄等であれば、現在も対応しておりますが、より精密な処置が必要なような際には、他の眼科等を紹介するといった対応をとっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

(はい)

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、9ページから17ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第19 認定第4号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、11ページから33ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20 認定第5号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第21 認定第6号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第22 認定第7号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから16ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

望月議員。

○7番議員(望月光彦君)

望月議員。

富沢財産区について確認したいのですが、毎年、富沢財産区で間伐、開伐として、伐採を行い、売払い収入といったものがあるかと思います。

材木を売っているのは富沢財産区だけですが、収支決算を確認すると、残っている額が少ないのではと感じます。

使われている金額について、その内訳を知りたいわけです。

○議長(木内秀樹君)

産業振興課長、よろしいですか。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長(併) 農業委員会事務局長(佐野郁夫君)

ただいまの望月議員の質問にお答えします。

毎年、県の補助金である、奥山の間伐事業補助金という事業を使わせていただき、間伐を実施しております。その収入については搬出、市場での販売、加工といった形で差し引きされた額が、この奥山間伐事業の生産額の収入として入ってきます。その事業に関して、歳出では管理道の整備や、間伐した箇所の保険などの形で歳出をしております。

以上となります。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23 認定第8号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 認定第9号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計決算認定について、3ページから貸借対照表13ページまで質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩いたします。

再開は13時20分です。

議員控室にお戻りください。

休憩 午後 12時20分

再開 午後 1時20分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第27 これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願ひいたします。なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、9番、若林議員の質問を許します。

若林良一議員の質問は2問あります。

まず1問目の質問を求めます。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、最初の質問に入りたいと思います。

中学生への政治教育のあり方について、町の考えはということでお聞きします。

政治教育とは、公民が民主主義社会の一員として必要な政治的知識や能力、態度を育み、身につけるための教育です。教育基本法第14条には、「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない」と明記されております。

一方、学校という教育現場では、特定の政党を支持するような政治教育を行ってはならず、中立性が保たれなければなりません。民主政治や憲法、地方自治などの知識、現実の政治の理解力、公正な判断力を養うことが求められていても、学校にすべてお任せすることも難しいような気がいたします。そこで、中学生への政治教育のきっかけとして、「子ども議会」の開催は有意義であると考えております。

中学生が議場に立ち、自らの目線で地域の課題や町の魅力を発信する経験は、主権者意識を育むとともに、行政や町の現場を知る学びの場となるのではないのでしょうか。選挙権年齢が18歳に引き下げられ、中学3年生であれば3年後には政治参加するための大切な1票を投じることができるようになります。「子ども議会」は、行政や議会活動を身近に感じ、将来の地域参画への土台づくりにもなると考えます。

今、南部町は人口減少や高齢化、地域経済の活性化、森林資源の活用など多くの課題を抱えています。若い世代が町の現状を理解し、将来像を主体的に考える機会が重要であります。

「子ども議会」は、議会そのものへの理解を深め、開かれた議会の実現にもつながります。若い世代の視点で施策評価、提言の質を高め、町民の議会への信頼向上にも寄与します。実現には、町長や教育委員会、学校の理解と協力が不可欠であります。

そこで伺います。

中学への政治教育のあり方、「子ども議会」の意義と実現の可能性について、考えをお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

市川教育長。

○教育長（市川隆君）

若林良一議員の質問についてお答えをいたします。

若林議員のご提案にありますとおり、教育基本法第14条に基づき、これからの社会を担う子どもたちが主体的に国家や地域社会の形成に参画するための資質・能力を培うことは非常に重要であると認識しております。特に、公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げや民法改正による成年年齢の18歳への引き下げを背景として、早い段階から主権者教育に取り組む必要性はますます高まっております。議員のご提案にある「子ども議会」は、子どもたちが地域の課題や魅力を自身の視点で発信し、政治や行政について理解を深め、主権者意識を育む有意義な取り組みとなる可能性があると考えます。また、行政や議会活動を体感することで、将来の地域参画や社会貢献への意識形成に寄与する点も重要な視点であると認識しております。このような取り組みは、次世代育成の観点から大いに意義があるものです。

しかしながら、現状においては、令和5年12月議会で答弁いたしましたとおり、「子ども議会」を教育課程に組み入れることは難しいと判断しております。現在の学習指導要領では、主権者意識の育成という観点で、論争的な課題への議論や合意形成プロセスに重点を置く教育内容が設定されており、特に民主政治や憲法、地方自治などの基本知識を養成するためのカリキュラムが規定されています。このため、学校教育の枠組みの中で「子ども議会」を位置づける余地は限られているのが現状です。

その一方で、議員ご提案の趣旨に沿った取り組みとして、町ではコミュニティ・スクール制度やふるさと教育を活用し、学校と地域が連携する形で主権者意識や地域理解を醸成する活動を進めております。これらの活動を通じて、生徒が地域の課題に触れる機会を増やし、多様な視点で考えを深める土台を築くことが可能であることから、「子ども議会」については、その実現には教育課程外での取り組みとして検討する余地があると考えます。

最後に、「子ども議会」が議会そのものへの理解を深め、開かれた議会の実現につながり、議会への信頼向上に寄与するといったご意見につきましては、これらが主権者意識の育成に大変重要な役割を果たす事柄であり、町民全体の地域への関心向上にもつながり得るものでありますので、議会と連携して具体的な方法論を検討していただく必要があると認識しております。

今後、子どもたちの政治教育や地域参画意識を育むため、さらに効果的な施策を模索し、関係者と連携を深めながら対応してまいります。

議会の皆さまにおかれましても、ご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。若林議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

先の回答では、教育課程に位置づけることは難しいが、教育課程外での取り組みとしてであれば検討する余地があるということでした。そこで、再度伺います。

近隣町村では、土曜日や長期休暇中に「子ども議会」を自治体や議会、教育委員会と連携し、主権者教育の一環として、子どもたちに政治や地域課題への理解を深めてもらう取り組みを行っております。

そこで、まずは小規模でも、教育課程外での「子ども議会」を試験的に実施することについて、改めて検討していただけないでしょうか。

返答をお願いします。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

市川教育長。

○教育長（市川隆君）

若林良一議員の再質問についてお答えいたします。

文部科学省の主権者教育指導資料によりますと、主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない論争的な課題に対して、生徒が自分の意見を持ちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いをつけたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要であるとし、続けて、このように主権者教育の目指すところは、今般の学習指導要領が見据えた未来社会を生きる生徒に必要な資質・能力の育成とも重なると述べています。

若林議員のおっしゃる政治とは、こういった多様な他者と共同しながら、目的に応じた納得解や最適解を見出す過程を指しているものと認識しております。

このような場面は、議員の皆さまが地域課題とどのように向き合い、課題解決にどのように取り組んでおられるのか、子どもたちが実際の活動現場を見て、聞いて、考え、体験することで、学びをより深める効果が期待されるものと考えます。

さらに、若林議員冒頭の質問には、「子ども議会」が議会そのものへの理解を深め、開かれた議会の実現にもつながり、町民議会の信頼向上にも寄与するとのことがありました。

その意味合いからも、この取り組みには議会、すなわち議員の皆さまの指導が欠かせません。

南部中学校の実践理念は、気づき、考え、行動、そして感動です。10年後、20年後の町の姿を見据えた議員諸氏の姿勢が、子どもたちの気づきを促し、考えるヒントとなり、行動につながる取り組みとなることが肝要であり、「子ども議会」実施に求められることであると考えます。

以上、「子ども議会」実施には、議会の皆さまのご理解と強力なご指導をいただく中で検討させていただきたい旨をお伝えしまして、若林議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

教育長の答弁が終わりました。

質問ありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

再々質問ではありませんが、今教育長が言われましたように、皆さんのご意見も聞きながら、是非とも、「子ども議会」を開催したいと、そういった思いでありますので、教育委員会、行政にも色々と考えていただければと思います。また議会も、いつでも協力をする姿勢でありますので、ぜひともお願いいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で1問目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

南部町バイオマス発電所の実態を伺います。

バイオマス発電所は、令和3年5月21日にアルカディア南部総合公園で施行式が行われました。株式会社長大出資よりバイオマスエナジーにて建設され、発電施設にはマレーシアのアールプラス社、国内1号機で、特色は木質チップから可燃性ガスを発生し、ガスエンジンで燃焼・発電する熱分解方式を採用するようであり、一般の廃棄物（一般建築資材廃棄物等）は燃料として使用できないようです。

燃料供給には、町内業者である合同会社green oneが燃料となる森林での間伐による未利用材を原料とし、発電施設へ燃料として価値を見出し、森林資源の有効活用につながり、災害にも強い町づくりにもつながるとありますが、現在は休業状態が続いております。当初はスポーツセンター等への熱供給の他、災害時の電力供給も期待されていましたが、今後の活動状況はどのようになっていく計画なのかを伺います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

遠藤課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

若林良一議員の南部町バイオマス発電所の実態についてのご質問にお答えをいたします。

現在、排熱利用の接続に関する事項は、生涯学習課が担当課となり、木材利用の連携に関しましては産業振興課が担当をしております。

また、プラントの不具合に起因する計画遅延につきましては、事業者である株式会社南部町バイオマスエナジー社の問題でございますが、排熱利用の連携協議という形で定例会を実施していますので、現在、生涯学習課が把握している状況をお答えいたします。

南部町バイオマス発電所につきましては、ご指摘のとおり、現在、プラントの不具合により稼働停止状態となっております。その主な原因は、発電所に導入しているガス化発電プラントに不具合が生じたことが原因でございます。

このプラントは国内で稼働した第1号機として導入されたものであり、技術革新を伴いつつ運用を進めてまいりました。

稼働開始後もさまざまな調整を重ねながら運用してまいりましたが、複数回の不具合が発生

し、その都度徹底的な原因究明を行い、国内外のエンジニアの技術支援等も受けながら改善を積み重ねてまいりました。

しかしながら、調整を進める過程で、ガス化炉本体に耐久性の面で構造的な課題があることが判明し、このまま継続して利用することは得策でないと判断するに至ったそうです。

その結果、稼働実績があり、信頼性の高い新たな機種への切り替えを決断した次第です。その後、耐久性や発電効率、導入コストなどを総合的に検討した結果、技術的にも経済的にもバランスのとれた機種を選定することができました。

今後は、この機種の8分の1サイズの機械について、他施設で試験運転を実施し、これと並行して10月以降現プラントの解体を行い、その後に新プラントの設置を進めてまいります。この新プラントは、令和8年夏ごろの設置完了と稼働開始を目指し、鋭意努力してまいる所存であるとの回答を得ています。

併せて、議員ご指摘の公民連携によるスポーツセンターへの余熱利用や災害時の電力供給につきましても、プラント交換に伴い、当初の計画より遅れておりますが、新プラントの稼働が開始され次第、必要な調整を行い、速やかに取り組みを開始する方針です。

排熱利用につきましては、引き続き生涯学習課において詳細を協議し、具体的な内容をさらに詰めていく予定でございます。

今後の工程としましては、施設への接続に必要な外部工事から、内部接続工事においてはバイオマスエナジー社が責任を持って実施してまいります。

このような準備を着実に進め、できるだけ早い再稼働を目指して取り組む方向での流れであります。また、当初計画どおり、南部町の豊富な未利用材を有効活用し、電力の地産地消を促進するとともに、災害時における公共施設の強靱化を実現いたします。

平時においては、施設の運用コストの軽減につなげ、町の持続可能な発展に寄与するエネルギーシステムを構築するべく努力してまいります。

以上、町の未来のために着実に前進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、今の回答に再質問ということでお願いいたします。

稼働停止状態の原因は、ガス発電のプラントに不具合が発生したことについては理解できました。今後の稼働計画についての回答では、令和8年夏ごろの設置完了と稼働開始を目指して鋭意努力していくとのことのお答えでした。

また、発電発熱利用、地産地消の促進と災害における公共施設の強靱化の実現にも期待しております。今後の解体工事、プラント建設等についてもよろしくお願いいたします。

また、町民の不安を取り除くような案内チラシ等も必要かと思いますが、町のお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

遠藤課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

若林良一議員の再質問にお答えをいたします。

公民連携における事業推進を実施する観点からも、関係者と引き続き協議を重ねながら、プラント稼働に向け注視してまいります。

また、町民への情報提供については、現在の段階では計画がまだ変更の可能性を伴う初期段階にあるため、情報発信を行った後に計画が変わった場合、町民の間で混乱が生じる恐れがあると考えております。

したがって、新プラントの計画がより具体化し、稼働に向け事業内容が明確になった段階で、正確かつ適切な情報を町民の皆さまにお知らせをしていく考えでおります。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

町民の方も本当に期待しておりますので、ぜひとも方向性をしっかり持っていただいて取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

以上で終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で若林良一議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

それでは、質問していきたいと思っております。

最初の質問は、選ばれる南部町であるための企業誘致です。

人口が減少していく南部町を改めて認識するとき、また交通が整備され、選ばれる地方「南部町」を維持していくためには、石破茂総理が主張しているように、「若者・女性・高齢者・障害者からも選ばれる地方を創っていく」、このことから、町民の生活と営みを行政は大切に厳守していくべきだと私は思っております。

それには働く場所が確保され、存在していることです。そして、働き方を可能にする環境整備が必要と思っております。

住む人のための住宅施設も必要な施策と思っておりますが、今一番の町民の確かなる願望は、町内で「働く場所」、それがほしいということです。

今の南部町における労働者人口は、県外に5割、他の町村に2割、町内に3割というのが実態と思っております。

第2期南部町総合計画にあった「まち・ひと・しごと」の創生を捉えるとき、南部町が存在

するならば、働く場所があり、生活が確保されるなど、条件が整ってさえいれば、人は集まってくると思います。

当たり前の生活を維持する働き場所が南部町の中に存在し、居住する条件があるということで、Iターン、Uターン、さらには移住者も増えると思います。

だからこそ、それを受けて、第3次総合計画の第2章総合戦略と体系と施策の展開、「雇用の創出」から企業誘致、企業誘致用地の確保と情報提供とあるように、今この状態から真っ先に行政は企業誘致を実践すべきだと私は思っております。

そのために、町内に既存している企業への新たな展開を促進していくことも大切です。若い人が働きたい、IT企業を含め、幅広い企業の誘致施策を展開していくことを望みます。

町内で新たに事業を始めたい企業に対して各種助成措置を講じるなど、早急な対応を町は考へるべきと思っております。

前向きな答弁をよろしく願います。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

小泉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「町民の生活と営みを大切に厳守していくべきである」という議員のご指摘について、共感するところでありますし、われわれ職員の使命であることは言うまでもありません。それを念頭に行政運営を粛々と進めているものとご理解をいただきたいと思っております。

さて、町民の皆さまが望む「働くところ」、「企業誘致」であります。南部町の現状に少し触れさせていただきたいと思っております。

中部横断自動車道の全線開通等に伴う企業等からの問い合わせにつきましては、今現在一息ついている感がありますが、皆さまもご承知のとおり、物流事業者2社が既に事業展開を開始し、その他数件の問い合わせにつきましては、町内誘致へと結びつけるには至っておりません。しかし、この2社の物流事業者につきましては、町内雇用が生まれているものと思っております。

また、町内事業所の表面上確認できる状況であります。工場の一時停止や民間店舗との連携による業務縮小等が確認できるなど、民間を取り巻く環境の変化は非常に厳しいものがあることは、議員の皆さまもご承知のことと思っております。

これは、コロナ感染による国内外の人流の激減や物価高騰による社会情勢の影響にほかならず、民間企業は物価高騰に対応するために賃金のベースアップを図り、それは労働力確保への競争激化へも発展を見せております。また、その競争激化は、福利厚生拡充等の会社の魅力づくりにまで波及し、多大な経費増を招いております。さらに、米国の関税問題が大きな打撃となり、特に中小企業には「コストの増加」が大きな影響を及ぼし、経営に直結する深刻な問題ともなっております。

身近にある中堅下請け工場でも、大手自動車メーカーの業績不振のあおりを受け、先行きが不透明となっている状況でありますので、今後の動向を注視していかなければなりません。

このような状況の中、「企業誘致の計画的な実践」であります。物流や製造業等の民間企業

が規模拡大や移転等で南部町へ参入してくることは、現時点で非常に厳しい状況にあると考えております。

また、これまでに問い合わせのあった土地の条件も、「1万平方メートルから3万平方メートルの平地」との要望がほとんどであるため、条件に近い町有地を優先しながら、まとまった民地の平地についてもご覧いただくなど、情報提供を行っておりますが、なかなか進展がない状況であります。ただ、業務によってはリモートワーク等で対応できるIT企業ならば、省スペースでも新規参入が可能な場合があるため、町として通信環境の整備を検討しながら、引き続き、町有地等の利活用促進に努め、民間企業等に向けての情報発信を強化していきたいと考えております。

さらに、本年度、町は町内事業者においても労働力、労働力不足が顕著であることに鑑み、町外及び技能訓練生等の労働力確保を目的とした集合住宅の一棟貸しについて公募をいたしました。これは元北坂教員住宅を利活用するもので、1DK、4室の物件となりますが、既に町内事業所と5年間の賃貸契約を締結することになっております。これにより、町内で確保しきれない労働力の確保が可能となり、企業運営の一助となればと考えております。

次に、町内で新たに事業を始めたい企業等に対する助成措置であります。現状でも県においてスタートアップ企業への支援体制やスタートアップの障壁となる資金調達として、企業に必要な経費の一部を補助する支援金や物流基盤強化事業費補助金等が創出されておりますので、町を介して県へつなげていくことは可能と考えております。そのほか、中小企業を対象とした「南部町産業立地事業費助成金」につきましては、要綱も策定済みでありますので、要件等を満たしていれば速やかに県へつないでいくことも可能であると考えております。

今後も町内事業所等との情報交換を密にし、民間企業の動向を注視しながら、必要に応じて町独自の支援事業の創出検討も視野に入れる中で、新規参入事業所等に対しても誠意を持った対応に努めてまいります。

未来の南部町にとって有益な産業職種を導き入れることができますよう、議員の皆さまにおかれましても、情報提供等ご協力をお願い申し上げまして、小泉議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

小泉議員。

○6番議員（小泉昇一君）

南部町の中で子どもを育てるにあたって、本当にありがたい施策が数多くあります。そんな中で、高校を卒業して、大学を卒業して、南部町に住み、南部町で働きたい、そう思ってくれた若い労働者のことを考え、今一度積極的に、企業誘致を努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

○6番議員（小泉昇一君）

それでは、2つ目の質問に入ります。

使用者側に寄り添った福祉タクシー券のあり方です。

高齢者と介護者にとって大変ありがたいサービスに感謝しております。

しかし、交付されても使っていないという方もいれば、使用頻度が多いため交付枚数を増やしてほしいという方もおり、交付条件や使用方法などが現状に則していないことが使用者からの切実な声として伝わってきています。

行政サービスとしても、そういったことは耳に入っていると思います。地区の民生委員の方に協力してもらうなど、そういった要求を拾いあげていただき、使用者側の立場に立った改善を図るための今後の取り組みを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

小泉昇一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

南部町の高齢者在宅福祉サービス事業の一つであります福祉タクシー券の交付であります。障がい者および高齢者世帯等が日常生活に必要な交通の便を確保することにより、社会活動の範囲を広め、もって障害者および高齢者世帯等の福祉の向上を図ることを目的に実施をしている事業であります。

毎年3月下旬から翌年度のタクシー券の利用申請の受付を分庁舎福祉保健課、本庁舎住民課、万沢支所のそれぞれの窓口で開始し、年度途中であっても年齢要件等に達した方々のために、年度を通して随時受付交付を行い、利便性の向上に努めているところであります。

議員ご質問の地区の民生児童委員さんからも要求を拾ってもらい、使用者側の立場から改善を図るか、後の取り組みを聞かせてくださいとのご質問ですが、現在、それぞれの窓口で受け付けを行う際に、使用者の皆さまからのお声をお聞きすることがあります。

万が一のときのために申請はしたが、何も使わなくて済んだ。数枚の使用で済んだ。計画的に使用したため、数枚残ったと言って、残りのタクシー券を返却される方や、一回に使える枚数を増やしてほしい。使用頻度が多いため交付枚数を増やしてほしいといったお声を聞くことがあり、使用者の皆さまからの声は、全ての方々からの声とまではいかないものの、町のほうにもしっかりと届いております。

このようなことから、これまで高齢者世帯に対するタクシー券の交付要件を、それまでは70歳以上の一人暮らし高齢者、70歳以上の高齢者夫婦世帯としていたものを、現在では70歳以上のみの世帯に加え、若者世代と同居していても75歳以上の方お一人おひとりを対象とし、一回に使用できる枚数もこれまでの一回につき1枚を2枚としてきた経緯があります。

町といたしましても、使用者の皆さまからの要望全てにお答えすることは難しいところではありますが、使用者の皆さまが使いやすくなるよう、福祉タクシー券交付事業の見直し、充実を図ってきたところであります。

今後の福祉タクシー券交付事業の取り組みについてであります。南部町に相応した利便性のある交通手段を確保することは非常に難しいと考えておりますので、福祉タクシー券交付事業の重要性を再認識しつつ、将来にわたって持続可能な事業となるよう取り組んでまいりたい

と考えております。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

小泉議員。

○6番議員（小泉昇一君）

大変にありがたい、前向きな答弁を感謝します。

南部町は、皆さんご存じのように福祉の町としては全国的にも有名であり、この間、他県から視察に訪れたという実績もございます。そういった福祉を大切にしている南部町、さらに弱い人の立場で、高齢者、介護者、障害者の皆さんを支え、その人の立場でこれからも施策を進めていってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

一般質問をさせていただきます。

私からは、11月末日に任期を迎える社会福祉の増進に欠くことができない民生委員、児童委員のなり手不足について質問していきたいと思っております。

今日、超少子高齢化と無縁社会化が進む中で、地域福祉の推進役を担う民生委員、児童委員の役割に期待が高まる一方、その立場性や職務範囲の曖昧性で対象活動が増え続けており、全国的に民生委員、児童委員のなり手不足が深刻な問題となっています。

本町においても、地域の見守り役や訪問活動を通じて、地域の課題や相談などのつなぎ役としての民生委員・児童委員へのなり手不足は、地域福祉の衰退に直結してまいります。

人口減少、高齢化が進む町にとって、今ある問題に先手を打って取り組んでいくことが何より大切だと思っています。

町の民生委員・児童委員の欠員が出た場合の対応、年間相談件数、将来の問題について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

民生委員制度は平成29年に創設100年という大きな節目を迎え、今年で108年目となりました。

大正6年、岡山県で創設された済世顧問制度、その翌年、大阪府で創設された方面委員制度に遡る、民生委員制度100年を超える歴史は、地域にあつては常に住民の方々に寄り添い、献身的な活動を続けてきた多くの委員の皆さま方の努力の歴史でもあります。

現在の南部町の委員定数は、民生委員・児童委員が42名、主任児童委員が4名の計46名となっておりますが、民生委員・児童委員に1名の欠員があるため、総勢45名での活動となっております。

令和6年度における地域住民の皆さまからの相談は、全体で1,256件となっております、一人当たりに換算すると28件の相談実績となっております。

こうした中、本年の11月末日をもって、現任委員の3年1期の任期を迎えようとしています。現在、民生委員・児童委員、主任児童委員の事務局を所管いたします福祉保健課において、現任委員への再任の依頼、年齢、体調面からも退任を希望される委員の後任を選考中ではありますが、後任委員候補からの承諾が未だ得られていない地域もございます。

議員のご質問にもあります民生委員・児童委員に欠員が出た場合の対応であります。今日、少子高齢化の進行やご近所関係の希薄化などを背景に、社会や家族の姿は大きく変化しています。

地域住民の皆さまが直面している生活課題、福祉課題も多様化・深刻化しており、その中であって、民生委員・児童委員、主任児童委員に期待される役割は一層大きくなってきているところでもあります。一方で、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担拡大にもつながっておりますので、その活動環境の整備とともに、新たな担い手の確保に向けて、欠員となっている地域の区長さま方への民生委員・児童委員、主任児童委員の重要性の説明、委員がその地域に不在となることによって、その地域に住む皆さまの困りごとが町の方につながりにくくなるなどの懸念があることなどの説明をさせていただきながら、地域住民の皆さまのお力添えもいただく中で、当地域からのご推薦がいただけないか、お願いに上がる所存であります。

委員が不在となる期間が生じてしまった場合の対応は、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員に比べ、地域の実情把握が難しくなると考えておりますが、福祉保健課において、できる限り地域の実情把握に努めつつ、地域住民の皆さまの困りごとへの相談対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月委員。

○3番議員（望月小五郎君）

先日、民生委員の会議に出席させていただきましたが、3年前よりも今回のほうが非常に厳しいという話でした。

回答の中に福祉保健課で対応するという話がありましたが、その辺りも含めて再質問をさせていただきます。

現状でも多忙である福祉保健課の職員が、欠員場所での民生委員・児童委員、主任児童委員の代役をしていくのは限界があると思っています。

ボランティア活動の盛んな南部町においては、町民の皆さまにもっと民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を知っていただき、興味を持っていただくことが何より大切ではないでしょうか。

再質問は、活動に関する広報について質問していきたいと思っております。

民生委員・児童委員、主任児童委員のなり手不足の一因として、無償のボランティアであり、

その活動が非常に煩雑だと広く認識されていることにあると思っています。一方、住民の困りごとに寄り添い、支援につながる活動を通じて、地域貢献できる実感や、他の委員、福祉関係者などの交流による人脈視野の拡大、自身の成長、他者からの感謝など、そのやりがいは非常に大きいものがあると思っています。

日々の民生委員・児童委員、主任児童委員の活動や感想を広く町民に知っていただくことが大切だと思っています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動報告の現状、また活動報告を兼ねた広報誌の発行などについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、それぞれ地域住民の一員として生活上の相談に応じるだけでなく、町をはじめとする適切な支援やサービスにつなげる役割を担っています。

また、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認など重要な役割を担い続けています。

その活動の中で、議員のご質問にもありますように、地域貢献を実感したり、人脈を広げたり、自身の成長を感じる機会も多く、地域住民の皆さまから感謝される場面も少なくありません。

こうした観点から、やりがいのある活動であると認識をしております。

しかしながら、全国的になり手不足の問題が深刻化しており、都市部のみならず地方である南部町においても大きな課題となっております。

その一因としては、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員であることから、知り得た情報に対する守秘義務が課せられること、活動に伴う交通費や通信費などの実費を補填する費用弁償の支給があるものの、奉仕の精神に基づき給与や報酬が支給されない無報酬のボランティア活動であること。少子高齢化や共働き世帯の増加により地域の担い手となる人材が減少していること。定年延長に伴い高齢となった現在でも働き続ける人が増えている社会的背景など、これら複合的な要因が重なり、担い手不足を助長していることは否めない状況であると感じております。

町としましては、100年を超える歴史を持つ民生委員・児童委員、主任児童委員制度が、こうした人材不足によりその機能や役割を果たせなくなる事態を避けなければならないと感じております。

そのためには、委員の皆さまに過剰な負担がかからないように、国や県とも連携しながら環境改善に努める必要があります。

また、3年に一度の改選期には、早期の対応を心がけるとともに、地域住民の皆さまに活動の内容や意義を広く知っていただけるよう、リーフレットの配布や町の広報誌、ホームページなどを活用した情報発信にも努めてまいります。

町といたしましては、持続可能な活動体制を目指し、今後も努力していく所存であります。

地域住民の皆さまの引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げ、望月小五郎議員の再質問

に対する答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

実際に委員の勧奨ということで、お願いに上がった際には、人口が減少してきているのだから、民生委員・児童委員、主任児童委員で46名という区割りを見直してみたらどうかという、経験者からのお言葉をいただきました。その際には、私が即答できることではないので、町でも協議を重ねた上で、そういった形になっているのだと思う、といった形で回答をしましたが、このことについて、考えがあるかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の民生委員・児童委員、主任児童委員の定数46名ということになっておりますが、やはり相談件数も人口減少とともに減少しつつあると感じております。

ですので、今回の改選期は46名という形でいきますが、次回、3年後の改選期には区域の世帯数や、人口規模といったものを鑑みまして、定数の削減等も検討をしていかなければならないと感じております。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

非常に前向きな回答で良かったと思います。

他町では活動費の見直しなども考えているようです。無償のボランティアとしてやってきたものに対して活動費をとというのは、そう簡単にはできないだろうとは思いますが、ぜひ一考してもらいたいと思います。

改選に向けて福祉保健課の皆さんを中心に非常に苦勞している姿を見えています。地道な活動だと思いますが、今以上に地域を元気にして、お互いを心配し合えるような町にしていくことが、なり手不足問題の解決につながるものだと思っています。

引き続きご尽力をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず1問目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私のほうから質問させていただきます。

1つ目は、空き家バンクの活用と官民連携についてお伺いいたします。

空き家バンクは、町内の空き家の有効活用を通して地域の活性化を図ることを目的とした制度であります。所有者から登録していただいた町内の賃貸・売却できる物件について、利用を希望する方々に情報提供をしています。

空き家バンクが活発に情報提供することで、町内に空き家や空き地を求める方が情報を受け取ることができ、空き家をリフォームして住みたい方にとって大切な情報源になると思います。

少子高齢化が進む町にとって、田舎暮らしを求める人に町を知ってもらい、安価で情報を提供することができる空き家バンクの活用は大事なことであります。

現在のところ、南部町の空き家バンク登録者は、町が土地分譲住宅地としている場所で、万沢越渡の分譲地1件、昭和町の分譲地が4件、中古の一戸建ては5件、土地が3件、賃貸アパートが1件であります。町内に空き家が500以上あると聞きます。これら全てを登録できるとは思いませんが、現在の登録件数は少ないと言えるでしょう。

先日も町内の中古物件を更地にする前に欲しいという方が見つかり、リフォームして住むことになった話を聞きました。

隣の身延町では多くの物件が空き家バンクを利用しておりますが、南部町で少ない原因はなぜでしょうか。空き家バンクを増やすための今までの取り組みについて伺います。

また、高齢化が進む南部町では、今後も子どもたちが町外に出てしまい、残った夫婦二人住まい、あるいは一人住まいの家を将来どうしたらよいかと悩む人も増えると思います。アライグマやハクビシンなどの獣が空き家に住む問題もあり、農作物への被害も発生しています。空き家対策はこうした被害対策にもつながります。

空き家対策はプライバシーの問題もありますが、隣近所で情報提供するなど官民連携で取り組まないと解決することは難しいと思います。町では、空き家解消に向けた取り組みを行う民間企業との官民連携協定を強化しているということですが、その内容と成果についてお伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、空き家バンクの活用は移住定住政策において重要な方法の一つであることは十分に理解をしているところであります。したがって、町では、令和5年度に全町を対象とした空き家の実態調査を実施し、調査結果に基づいて令和6年度から令和10年度を計画期間とする南部町空き家等対策計画を策定して、空き家問題の解決に向けて注力しているところであります。

しかし、空き家と言いましても、あくまでも個人の財産であるため、相続登記や相続人の特定等、思うように進まないのが現状であります。

それでは、本町の空き家バンク登録状況に触れさせていただきます。

町の空き家バンク制度が開始された平成20年度から令和2年度までの13年間で29件の登録があり、18件が売買成約されました。また、令和3年度から直近の4年間では42件

の登録がされ、40件が売買成約につながり、累計では令和7年4月1日現在で登録件数71件、成約数60件となっております。このように、成約数の約7割が直近の4年間で成約されたことが確認できますので、近年の空き家需要の高さが伺える結果となっております。

続けて身延町の状況を確認してみますと、令和7年4月1日現在、延べ185件の登録に対して141件の成約となっております。また、近隣他町についても確認してみますと、市川三郷町が71件に対して59件、富士川町が89件に対して61件の成約がされておりますが、議員ご指摘のとおり、身延町が突出して多いことが確認できます。

その大きな要因といたしましては、担当職員の人数にあると考えております。身延町においては、移住定住専任職員が3名、プラス1名は空き家バンク対応の専門職員を配置して取り組んでいることが結果につながっているものと考えられます。また、市川三郷町、富士川町においても、移住担当が専任兼任合わせて2名～3名、プラス空き家バンク担当を1名配置していると聞いております。

一方で、南部町においては1名の職員が複数の業務を兼務しながら空き家バンク登録推進に取り組んでいるため、PR活動や情報収集等に費やす時間にやや差が出てしまうことを感じているところであります。しかし、問い合わせに対しては献身的に接しておりますので、身延町には及ばないものの、他の2町との差は軽微であり、一定の成果を上げているとご理解いただけるものと考えております。

この要因といたしましては、令和4年度にバンク登録によって家財処分費やリフォーム費用の一部を補助する「空き家バンク利用促進事業補助金」の運用開始が影響していると考えております。この事業により、空き家所有者に対してバンク登録を促しやすくなったことはもちろん、所有者等も登録や購入に踏み切るきっかけになっているように感じられますので、近年のバンク登録や成約数増加へとつながっていると考えられます。また、購入希望者への内見案内や契約時の対応に丁寧に対応していただいている事業者の貢献度も極めて高いものと考えております。

次に、官民連携でございますが、町では空き家問題を解決するための包括協定を3事業団体と締結させていただいております。

1つは、「公営社団法人山梨県宅地建物取引協会」で、「空き家バンク」における適正流通の要として、物件の査定、内見対応、契約までの専門的なサポートをしていただいております。さらに、「株式会社ジチタイアド」につきましては、流通の難しい物件の相談業務を担っていただき、万沢地区の物件を解体へと結びつけた実績がございます。

また、「株式会社るうふ」におきましては、古民家を一棟貸しのホテルへと甦らせ、活用する事業に取り組んでおりますが、この度、本郷地区の古民家物件の改修をほぼ終了し、10月に本オープンを迎える運びとなっております。

今後も増え続ける空き家の所有者には、バンク登録への促しを強化するとともに、バンク物件等の情報発信の充実を図り、移住や定住を希望される全ての年代の方々のニーズに応えられる選択肢の一つとしていければと考えております。

また、併せて、荒廃家屋等への対応にも引き続き真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますので、所有者情報等の調査に際しましては、議員の皆さまには今まで以上のご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、望月議員のご質問のお答えとさせていただきますと思います。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは再質問をさせていただきます。

企画課長から、他町の詳細な様子、それから直近の4年間での登録件数が増えたというお話がございました。これによって契約件数も増えているとの説明もありました。

他町の空き家バンク担当者より少ない人数で職員が頑張っているということで、空き家バンク登録推進や契約が進んでいることは企画課組織として、しっかりチームになっての取り組みが行われているからだと思います。引き続き、空き家バンク登録推進の取り組みを期待しております。

さて、私の住む平区においても、子どもたちが町外に生活を求め、残った夫婦二人住まい、あるいは高齢化により一人住まいの家を将来どうしようかという人が増えております。

こうした空き家の数も増えていることや、都会から田舎暮らしを求める人の増えているということは、空き家バンクの必要性が今後も増えてくるのではないかと思います。

日本全体が少子高齢化で人口減少社会となり、人口減少は地方だけの問題ではなくなっております。自分たちの住む地域をいかに盛り上げていくか、それぞれの地域でアイデアを出していく必要性がますます高まっていると思います。

空き家バンクが上手に運営、運用されることで、今後増えるであろう空き家物件の活用を促進し、管理が行き届かない状態の空き家を増やさない予防するだけでなく、より有効な空き家の活用方法を検討し、地域の活性化につなげていく取り組みが期待されます。

上徳間や本郷の空き家利用の取り組みは素晴らしい事例になり、今後に期待できるのではないのでしょうか。

現在、他の町村に比べて一人の職員が兼務で空き家バンクの運営にあたっているとのことですので。そうであれば、国の政策でもあります地域おこし協力隊の制度を活用して、空き家バンクの運営に携わってもらうことは可能ではないのでしょうか。

地域おこし協力隊はご承知のとおり、まだ南部町では取り組んでおりませんが、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発販売等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取り組みであります。

隊員を任命するのは各地方自治体であり、活動内容や条件、待遇は募集自治体によりさまざまです。任期は概ね1年以上3年以内。平成21年度にこの制度が始まり、令和4年度の受け入れ自治体数は1,116団体、6,447名でした。令和6年度には7,910名の隊員が活躍しております。

この地域おこし協力隊員を活用して、空き家バンク事業を展開している自治体も複数あります。近くでは、長野県須坂市では協力隊員の仕事として、行政担当者や空き家対策に取り組む民間団体と共同しながら、空き家物件の調査や活用、除却関連の業務のほか、空き家の困りごとや活用に関する相談対応、空き家状況の期間を短くするための啓発活動などを担っています。

そのほかにも、磐田市、陸前高田市、中川村等、多くの自治体が地域おこし協力隊を空き家

バンク事業に活用しております。空き家バンクの運営を円滑するために、不動産、建築または空き家などに関する知識、業務経験がある方を募集し、空き家バンクへの掲載可能な物件の開拓提案、空き家バンクの登録物件掲載サイトの運用、空き家の所有者からの物件登録に係る相談や支援、指定不動産会社等の関係機関との調整、空き家バンク利用希望者の相談受付、内覧等の対応。こういった業務に地域おこし協力隊員に携わっていただければ、職員の兼務も解消され、本来の企画の業務に職員も集中することができるのではないのでしょうか。

空き家バンクの事業も活発になると思いますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、子どもたちが町外に生活を求め、残った夫婦二人住まい、高齢化により一人住まいの家を将来どうしようかという人も増えているという点ですが、このことは以前、空き家問題とは別の側面として、一般質問でもご質問をいただいた地域のコミュニティ機能低下へとつながってしまっていると、町としましても懸念をしているところであります。

また、それらの解決方法の一つとして、地域住民の確保の観点からも、移住定住施策に取り組んでいることはご理解をいただいているものと思います。

移住定住の住環境整備として、空き家等の活用にも注力しているところでありますが、一方で、住環境の整備等により、特に子育てや若者世代の確保にも取り組んでいかなければならないと感じているところであります。

そして、それは議員のご質問の中にもありましたが、自分たちの住む地域をいかに盛り上げていくのかの一つの解決策になるとも考えております。

ご指摘をいただきました地域おこし協力隊について、私どもも全国の状況等は承知をしているところであります。そのお答えの中で、まずはお試し地域おこし協力隊等からの活用も一つの方法であり、町の受け入れ体制等、他課と協議する中で前向きに取り組んでいく旨、お答えをさせていただきます。

それ以後、事業の積極的な推進に努めるべく、志望者の斡旋業者とも面談を行っておりますが、現在、具体的な導入へはつながっておりません。

ただ、引き続き制度導入のネックとなっている協力隊員の毎日の仕事創出等、逆に担当職員の負担増につながらないように、最善の注意を払いながら検討していきたいと考えております。

もちろん、空き家バンク事業も専門に取り組む地域おこし協力隊についても、身延町をはじめ、他の自治体の成功例を参考とさせていただき、前向きに検討し、導入する運びとなれば、町民へのサービス向上や職員の業務効率化にもつなげられると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長、お願いします。

○町長（佐野和広君）

全国で空き家についてどうするのかという議論がされています。近隣では身延町で成功例が

多いようです。

空き家バンクと言っても、そう簡単なものではないと思います。

同じ空き家であってもそれなりの条件の物件でないとなかなか希望者は集まりません。何もしないよりはずっといいですが、何が南部町にとって一番いいのか、それをしっかりと、企画課とも話をしていきたいと思います。

それから人材についてですが、南部町の空き家バンクに対応する人員というのは先ほども話にありましたが1人だけとなっています。何人が張りつけないところですが、なかなか苦しい状況です。

そちらについてはご理解いただきたいです。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

お二人から前向きな話をいただきました。確かに、そのまま使える家がどれだけあるかというところ、なかなか難しいところがあると思います。

ただ、職員の業務の分担を少し和らげるといった面では、地域おこし協力隊は必要かなと思いますので、またぜひ前向きに考えていただければと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2つ目の質問をさせていただきます。

DX推進課の取り組み内容と今後についてお伺いいたします。

令和4年にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして位置づけられました。このビジョンの実現のためには、住民にとって身近な行政を担う町の役割は極めて重要であり、これから急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくとしております。

南部町では、市や県下でいち早く、令和6年4月にデジタル技術を専門的に担当するDX推進課を役場内に設置し、デジタル技術やデータを活用して行政サービスの拡充・利便性の向上・業務の効率化を図るとし、電子申請や町内の美術館や診療所などでキャッシュレス決済を進めております。

また、昨年の南部の火まつりでは、会場周辺の駐車場の混雑状況やイベントの中継映像がオンラインで配信されました。担当の職員は大変でしたでしょうが、会場に来ることができない方にも火まつりを見ていただくことができたことは小さな町の情報発信として重要な役割を

果たしていると思います。

さらに、万沢集学校では、町内の事業所が情報通信機器を導入したり、サービスなどを活用したりする際の指導や支援、万沢集学校を活用して町民を対象にスマートフォンやパソコンの使い方の相談を受け付けたり、小中学生がプログラミングを学習できたりするなど、町民にIT機器の普及を進めております。

これまでのDX推進課の取り組み内容と効果、そして今後推進していく内容についてお伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

DX推進課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○DX推進課（佐野智洋君）

望月憲之議員のご質問にお答えいたします。

DX推進課は、昨年4月に新設され、本年4月からは課員3名体制で業務に当たっております。

これまでデジタル技術を活用し、役場内の業務の効率化を図るとともに、行政サービスの質を高め、町民の利便性向上のため取り組みを進めております。

主な取り組みといたしましては、チャットや電子申請、AIなど厳選したデジタルツールを導入し、職員間のコミュニケーション支援や資料作成・添削・要約など、職員の業務の簡素化省力化を図っております。中でも電子申請ツールは、各種申し込みやアンケートに広く活用され、電話対応やデータ入力、名簿や集計表の作成といった従来の事務負担を大幅に軽減するとともに、スマートフォンから24時間いつでも簡単に申し込みが可能となり、町民の利便性も大きく向上しております。

また、キャッシュカードによる公金収納を可能にする「ペイジー口座振替受付サービス」、本年5月に導入したキャッシュレス決済サービス「PayPay」、電子納税ツール「eLTAX」の利用促進にも取り組んでおります。これらの取り組みにより、住民ニーズに応じた柔軟な行政サービスが拡充され、町民の利便性向上と多様な選択肢の提供を実現いたしました。

さらに、本年6月には「南部町LINE公式アカウント」の運用を開始し、LINEを活用したさらなるDXの推進にも取り組んでおります。町のイベントや行政サービスの定期的な情報配信に加え、住民の関心が高い防災メニューを充実させるなど、必要な情報を必要なときに適切に提供できる仕組みを構築しました。

先月開催された「南部の火祭り」においても、特設メニューでの会場周辺案内や駐車場の満車情報の提供に加え、イベントや交通規制情報をリアルタイムでメッセージ配信し、来場者の利便性向上に寄与いたしました。また、特定の人へのメッセージ送信が可能なセグメント配信機能を活用し、消防団員への情報伝達や保育園における定期通知の電子化も進めており、公式LINEの登録者数は運用開始から2カ月で1,200人を超え、有効なツールとして一定の評価を得ていると考えております。

今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、新しい技術や情報に注視しながら、さらなる行政運営の効率化と町民の利便性の向上を図ってまいります。

具体的には、これまでに蓄積した成功事例を役場内で横展開し、業務効率化や省力化を一層

促進してまいります。また、今月も予定しておりますスマホ教室の開催やイベント時のPRを通じ、町民へのデジタル活用支援を強化するとともに、公式LINEの登録者数をさらに増加させ、より有益な情報伝達ツールへと発展させてまいります。

加えて、企画課とも連携し、万沢集学校の活用も含めた取り組みを進めることで、町民のデジタル技術への理解を深め、住民と行政の双方向で便利さを享受できる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

DX推進課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは再質問をさせていただきます。

これまでチャットや電子申請、AIなどのデジタルツールを導入したことで、職員の業務の簡素化、省力化が図られていることは、職員の皆さんにとっても仕事の効率化につながっているのではないかなと思います。議会でもL o G oチャットを活用していますし、今日もサポートをしていただいておりますが、議員間や事務局との連絡等に大変役立っていると思います。

今後も役場内だけではなく、関係団体にも横展開して、事務や事業の効率化を図っていただくことを期待しております。

各課においても、DX推進課と情報をぜひ共有して、業務上の課題があれば積極的に相談してはと思います。

先日の防災訓練の際に、町の公式LINE登録のチラシを50枚ほどいただきまして、中央区の区内で配布をいたしました。

その場で登録をしようとするすと、登録できる方とやはり教えてあげないとなかなかできない方がおります。

何人かは登録することができましたけれども、登録者を増やすという作業と、実際に活用するというのも大事なことでありますので、勉強会等の支援をぜひお願いをしたいなと思います。

さて、先日、学力テストのニュースが流れておりました。昨年、行政視察で伺った秋田県の東成瀬村では、学力日本一の村として知られるようになり、移住者が大変増えているそうです。

移住定住の支援として、村内の空き家を購入した物件の改修等に要した経費の2分の1以内上限100万円をリフォームとして支援をしていると、移住者の方が「子どもたちを宝物のように見守ってくれる手厚い支援や、たくさんの興味を引き出してくれる豊かな教育環境が、私たち子育て世代を東成瀬村だから大丈夫と余裕な気持ちにさせてくれます。」と発言しております。

ここでは、独自の学習方法や子ども一人ひとりがいきいきと活躍できる環境づくりに力を入れていて、独自の子育て支援制度が充実しております。学力テストでは児童生徒の自主学習ノートも有名ですが、タブレットを活用するようになり、そのソフトにも力を入れているとの話がありました。

南部町でも教育委員会で十分研究をして、先生方と相談していると思いますけれども、南部

町にはDX推進課がありますので、DX推進といった違った場面から提案、サポートをしていただき、南部町ならではの教育につなげていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

これは、佐野DX推進課長お願いします。

○DX推進課（佐野智洋君）

望月憲之議員の再質問にお答えいたします。

学校教育におけるDXの推進につきましては、議員ご承知のとおり、教育委員会において国のGIGAスクール構想を受け、計画を策定し、1人1台端末の配備や校内ネットワークの整備、授業支援システムやドリルソフトの導入など、ハード・ソフト両面からの整備を図り、従来の授業とICTを融合させた新しい授業スタイルの実践が進められております。

また、教育支援センターには、ICT支援員を配置し、情報機器の操作指導や各校の情報教育主任を対象とした会議の開催を通じ、児童・生徒および教職員のICT活用能力の向上を支援し、ICT教育の充実を図っているところでございます。

一方で、改善すべき課題も多く、特に教職員の業務負担軽減は、教育現場においても重要な共通課題となっており、負担軽減に向けた教育環境の整備が求められております。

今後は、教育委員会やICT支援員と連携を強化し、課題解決のための成功事例の共有や業務改善に役立つノウハウの提供に取り組んでまいります。

また、教育現場から寄せられるDX推進に関する相談にも適切に対応できるよう、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

DX推進課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

（ な し ）

以上で望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日10日には文教厚生常任委員会および予算決算特別委員会、明後日11日には総務建設常任委員会および予算決算特別委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室。開会は午前9時であります。時間までに2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

議員の皆様は控室にお集まりください。

散会 午後 3時00分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年9月9日

南部町議会議長

木内 秀 樹

会議録署名議員

高橋 茂 広

会議録署名議員

小泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 7 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 9 日

令和7年第3回南部町議会定例会（第2日目）

令和7年9月19日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について
- 日程第3 議案第63号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第64号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第66号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第67号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第68号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第69号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第70号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第71号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第72号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第73号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第8号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第9号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第23 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計決算認定について
日程第24 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会議員の選挙について
日程第25 議員派遣の件について
日程第26 閉会中の継続調査について

追加日程第1 発委第 3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之 |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟 |
| 5番 高橋茂広 | 6番 小泉昇一 |
| 7番 望月光彦 | 8番 仲亀佳定 |
| 9番 若林良一 | 10番 木内秀樹 |

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

- | | |
|---------|---------|
| 7番 望月光彦 | 2番 仲亀佳定 |
|---------|---------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町	長	佐野和広	教 育 長	市川 隆
代表監査委員		田中清一	会 計 管 理 者	遠藤 成
総務課長		遠藤一明	企 画 課 長	杉山一陽
D X 推進課		佐野智洋	財 政 課 長	渡辺雄治
税務課長		金井 貴	交 通 防 災 課 長	仲 亀 哲 也
子育て支援課長		望月裕司	福 祉 保 健 課 長	近 藤 利 也
住 民 課 長		渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建 設 課 長		尾崎龍次	水 道 環 境 課 長	岡 村 忠
デイサービスセンター所長		若林安彦	健 康 管 理 セ ン タ ー 所 長	大 倉 直 也
学校教育課長		若林将基	生 涯 学 習 課 長 （兼） 公 民 館 長	遠 藤 賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

開議 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第3回定例会2日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

初日にも申し上げましたが、今定例会は昨年度の事業実績、行政成果を判断していただく機会であり、その審査、検証は膨大で大変なものであったと思われま

す。2日間にわたる各委員会での慎重審査、大変ご苦労さまでした。

また本日は、今月1日に発足した早川町・身延町・南部町医療事務組合の議会議員についても協議する予定です。人口減少や医療人材の不足等により今後の医療提供体制が厳しいと予想される峡南地域において、安定した医療提供体制の構築を目指すための非常に重要な組合議会となります。

議員各位には重ねて慎重な審議をお願い申し上げます。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、議員各位には円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会2日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第3回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 望月光彦議員および8番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 文教常任委員会に付託いたしました、請願第3号についての委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、文教厚生常任委員会、望月小五郎委員長、報告をお願いいたします。

望月委員長。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました請願第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、9月10日、午後2時30分より南部町役場本庁舎2階大会議室において慎重に審査いたしました結果、少子化が進行する現状の中、複雑化困難化する課題を抱える学校現場において、子どもたちが一定水準の教育を受けられるための教育環境の整備は極めて重要であり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、端末資料③のとおり、議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、請願第3号に関する委員長報告を終了いたします。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第3号については、採択することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

次に、常任委員会ならびに特別委員会に付託いたしました、日程第3 議案第63号 南部町職員の休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、日程第23 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの21件を一括議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 芦澤潤一郎委員長。

○総務建設常任委員長（芦澤潤一郎君）

総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、令和7年9月11日、木曜日に開会し、午前9時から午後3時まで、南部町役場本庁舎2階、大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、芦澤潤一郎、仲亀佳定副委員長、若林良一委員、望月憲之委員、木内秀樹議長。

執行部からは、産業振興課・農業委員会、建設課、交通防災課、財政課、企画課、DX推進

課、税務課、総務課、議会事務局の各課長、事務局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第63号から議案第73号までの7件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、端末資料④総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

4ページ、建設課関係です。

議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）

歳入、問の1問目

問 11ページ、16款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金のやまなしK A I T E K I 住宅促進事業費補助金について、説明を。

答 この、やまなしK A I T E K I 住宅促進事業補助金は、山梨県が行う人口減少危機対策住宅取得支援事業の一部でありまして、県内の工務店により新築およびリフォームする際、耐震、断熱、県産材木材使用等の条件を満たした場合に、県で80万円、町で40万円、合わせて最大120万円の補助が出ます。いろいろな細かい条件がありまして、詳しいことは建設課に交付要項がありますので、閲覧していただければと思います。また、この事業は、町が受付窓口となり、県が審査および検査を行って許可が出た建築物に補助金を交付するというようになっております。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

芦澤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 望月小五郎委員長、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、文教厚生常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和7年9月10日水曜日に開会し、午前9時から午後2時40分まで、南部町役場 本庁舎2階、大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、望月小五郎、塩津悟副委員長、望月光彦委員、小泉昇一委員、高橋茂広委員、木内秀樹議長であります。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター、税務課、教育委員会、子育て支

援課、水道環境課、福祉保健課・デイサービスセンターの各課長、所長および担当職員が出席しました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託された、議案第65号から請願第3号までの6件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてなされた質疑の内容については、端末資料⑮の文教厚生常任委員会審査報告書のとおりです。

以上で、文教厚生常任委員会の委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、予算決算特別委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

予算決算特別委員会、若林良一委員長、登壇願います。

○予算決算特別委員会（若林良一君）

それでは、予算決算特別委員会審査報告を、委員長の私からしたいと思います。

予算決算特別委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和7年9月10日水曜日に開会し、午前9時から午後2時10分まで、令和7年9月11日木曜日に開会し、午前9時から午後3時00分まで、南部町役場本庁舎2階、大会議室で審査いたしました。

9月10日、11日、両日とも、出席者は、委員長、私、若林良一、望月小五郎副委員長、以下全委員と木内秀樹議長。

執行部からは、教育長、各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、予算決算特別委員会に付託されました10件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の答弁については、端末資料⑯予算決算特別委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

はじめに、歳入関係です。

3ページ、13款分担金及び負担金、問の2問目、

問 5年度決算では478万円ほどであったのですが、これだけ下がっているというのは、

園児の数が減っているということか。

答 令和5年度と比較しまして、171万4,500円、減っているわけですが、保育料の納付対象となります3歳以下の子どもの数が減少していることと、保育料の無償化の制度が国、県でありまして、その対象となっている子どもが多かったことが要因として考えられます。

14款 使用料及び手数料、4ページ、上から、問の3問目、

問 18ページ、14款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、5節アルカディア南部総合公園使用料について、内訳と町内の利用者がどれぐらいいるのか。

答 アルカディア南部総合公園について、内訳としましては、スポーツセンター費につきましては1,162万2,600円で、テニスコートにつきましては36万670円、野球場、運動場につきましては62万5,840円、美術館につきましては7万2,400円ということで、合計1,275万1,510円となります。美術館につきましては、昨年度は大規模改修を行ったため、7月8日から2月7日まで休館したという経緯があり、対前年比で比べると下がっております。

また、利用者数につきまして、スポーツセンター、テニスコート、アルカディア野球場・運動場、美術館の合計利用者数は3万2,635人となっています。このうち、スポーツセンターでは、利用者数2万2,705人のうち町内利用者数が1万4,776人で、割合としては約65%となりますが、この数は一部の把握できているものであり、実数は9割に近いものになると思われまます。ほかの施設については、個人利用および団体利用の内容から判断した場合、データに基づく具体的な数値ではありませんが、全体の8割以上が町内利用者であると推測されます。

5ページ、15款国庫支出金問の2問目、

問 21ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金の1節住宅費補助金145万8,000円とあるが、住宅リフォームや、そういったことでの補助なのか、内容と件数について説明を。

答 補助金の内訳ですが、耐震診断45万8千円、対象件数20件、木造住宅耐震改修100万円、対象件数2件になります。

6ページ、16款県支出金問の1問目、

問 23ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金のうち、特定鳥獣の関係について説明を。

答 この補助金については、4月に県へ申請を行っています。町では捕獲状況を確認しながら必要に応じて変更申請を行いますが、県の予算枠が制限されているため、他市町村とのバランスを踏まえる必要があります。そのため、町の希望どおりの補助金が交付されない場合もあります。また、申請額を超える捕獲実績分については、町単独費用で支出しています。

次に、歳出関係について、10ページ、2款総務費、問の1問目、

問 30ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節峡南広域行政組合への各種負担金が並んでいます。負担金の金額は毎年変わると思うが、今後、医療事務組合も加わり、一部事務組合への負担金は増えていくのではないかと思われまます。令和8年度以降を見越した中で、今後どうなっていくのか、分かる範囲で説明を。

答 既存の一部事務組合は、峡南広域行政組合、峡南衛生組合、山梨西部広域環境組合、さらに、3町の医療事務組合が加わり、一部事務組合への負担金はこれから増額していくことは、皆さんが思われているとお間違いありません。物価の高騰や人件費の伸びもありますが、現在、峡南広域行政組合では、庁舎の移転建設作業を行っております。建設に際しましては、造成工事や建設工事等に、当然、起債を借りて事業を進めてきましたが、その償還が来年度から始まります。償還金のみで例をとっても、令和12年度からは1千万を超え、13年度からは2千万円台が続く予定です。令和37年度までの計画全体で5億円以上の償還金が負担金として支払わなければなりません。また、山梨西部広域環境組合でも、建設事業が本格化いたします。こちらは令和9年度から大幅に増額する予定です。このようなことから負担金の大幅な増額は避けられません。さらに、西部広域が稼働すれば、峡南衛生組合の解体やアルカディア聖苑、し尿処理場の取り扱いも今後問題になると思われます。3町の医療事務組合については、始まったばかりですので、今後、どのような形になるのか、今は分かりませんが、以上のことから一部事務組合に対する負担金は大幅な増額が見込まれます。

11ページ、上から、問の1問目、

問 2款総務費、1項総務管理費、10目町営バス運行費の、12節委託料について、2,200万程になっているが、前年と比べると300万ほど上がっている。理由の説明を。

答 町営バスの運行委託料の増額された理由は、平成15年より南部交通へ運行業務を委託して以来、一度も委託料の見直しをしておりませんでした。現在の物価高騰や人材確保に伴う人件費上昇を踏まえ委託料を改めて再検証し、必要額を見直した結果、増額することになったものです。

13ページ、9款教育費、問の1問目、

問 59ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目教職員住宅管理費について、中学校の先生とお話をする機会があり、交通網が発達したことで以前のように住宅を借りなくても通勤ができるようになり、住宅を必要とする先生が少なくなっていると聞いた。現在、住宅を利用している先生が何人いるのか、住宅の状態など、説明を。

答 事務概要の50ページにも掲載してありますように、南部教員住宅の2棟のうち、1棟を令和6年10月に普通財産に移管し、企画課において別用途に活用する計画です。ほかの1棟は5部屋あり、そのうち3部屋が入居中です。富河峯教員住宅は4部屋あり、1部屋が入居中であり、合わせて9部屋のうち4部屋に入居があります。建物は南部教員住宅が平成2年建築、峯教員住宅が平成16年建築です。南部教員住宅は、30年以上経過しているため老朽化が進んでいます。今後も両住宅とも必要に応じて修繕を実施していきます。また、建物の更新は考えておりませんが、町外からの赴任する教職員の入居希望数を踏まえ、両住宅を有効に活用する方策を取っていきます。

15ページ、認定第7号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、歳入関係、問の2問目、

問 今後の見込みはどうなっているか。

答 財産区管理森林において間伐を実施した際に得られる林産物売り払い収入および県が実施する砂防工事に伴う立木補償による収入が主な収入となりますが、近年では間伐可能な財産区管理森林の面積が次第に減少しているため、収入は減少傾向にあります。

16ページ、認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計決算認定について、資本的収入及び支出、問の2問目、

問 資本的支出の方はそれでいいと思うが、その前の段階で、収益と支出の中で、一般会計から2億1千万円ほど、毎年出さなくてはならないと思うが、こちらについては今後どういった見込みでいるのか。

答 町の補助金は2億1,400万円ほどいただいているわけですが、負担金につきましては、企業債の元金返還分の2分の1は、国のほうでも認められています。また3年から5年に1度、水道料金の見直しをしていかなければならないと思っております。補助金にだいぶ頼っている事業ですので、いろいろな状況を見ながら水道料金の改定をして、補助金のほうもなるべく減らしていきたいと思っております。

次に18ページ、企画課関係、上から、問の2問目、

問 万沢集学校に対して、運動場が非常に荒れていて、土地に関しては無償で提供して、管理はしてもらうという話があった気がするが、それも今の状況で集学校に言っても解決するのかというと、非常に対応が難しいという状況であり、今後、どうしていったらいいのかと思うが、考えを伺いたい。

答 議員のご指摘のとおり、企画課でも懸念をしているところであります。年間の電気料、水道料の管理費については、年間で約150万円を事業所が負担しているような状態になっています。ただ、除草等の管理については、人員が少ないということが理由で管理しきれない状況であります。その点についても企画課より指示をさせていただいた経過がございます。そんな中、11月頃から新しい職員が携わってくれることになったようで、新しく事業推進の協議ができると考えています。

最後に22ページ、教育委員会関係、問の1問目、

問 教育に関する事務の点検および評価報告書、4ページ、スクールガードリーダーについて、学校の統合に伴い小学校が3校から2校となるが、スクールガードリーダーの人数を増やす、あるいは見守り隊やスクールサポーターのような方を配置するようなことはあるのか、そしてそれらの役割について改めて説明を。

答 スクールガードリーダーには、基本的に朝、見守りを行ってもらっています。栄小学校であれば、内船駅の近くに立っていただき、睦合小学校であれば、山静商会付近で見守りをしています。スクールサポーターは警察職員であり、現在は警察OBがその職に就き、小中学校を巡回しています。そのほかにも、各学校に通学支援ボランティアの方がいらっしゃいます。統合後につきましては、通学路が変わることにより、危険箇所などが見込まれるため、しっかりと検証をした上で、必要な安全対策を実施していきたいと思っております。通学支援ボランティアについては、あくまでボランティアでありますので、負担感が増すことのないように持続可能な形でお願いしたいと思っております。スクールガードリーダーについては、県補助対象内で実施していますが、増員は必要性を検証した上で配置したいと考えております。

以上で、予算決算特別委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

若林委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、予算決算特別委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

若林委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長・予算決算特別委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長 (木内秀樹君)

次に、日程第3 議案第63号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4 議案第64号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正2件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第63号から日程第4 議案第64号についての討論を終結いたします。

次に、日程第5 議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第5号)から日程第13 議案第73号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)までの、令和7年度補正予算9件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第65号から日程第13 議案第73号までの討論を終結いたします。

次に、日程第14 認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第23 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定までの、令和6年度決算認定10件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第14 認定第1号から日程第23 認定第10号までの討論を終結いたします。

○議長 (木内秀樹君)

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第3 議案第63号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第64号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第65号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第5号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第66号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第67号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第68号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第69号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第70号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第71号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第11 議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第72号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第12 議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第73号 令和7年度大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第13 議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 認定第1号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第14 認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第15 認定第2号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第15 認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第16 認定第3号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第16 認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第17 認定第4号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第17 認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第18 認定第5号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第18 認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第19 認定第6号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第19 認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第20 認定第7号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第20 認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第21 認定第8号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計

歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第21 認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第22 認定第9号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第22 認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第23 認定第10号 令和6年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第23 認定第10号については、原案のとおり認定されました。

○議長 (木内秀樹君)

日程第24 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会議員の選挙を行います。

早川町・身延町・南部町医療事務組規約第5条および第6条の規定により、3名を選挙することとなっております。

お諮りいたします。

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、早川町・身延町・南部町医療事務組合議会議員の選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会議員に5番 高橋茂広議員、2番 望月憲之議員、

1 番 芦澤潤一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました3名を、早川町・身延町・南部町医療事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました3名が早川町・身延町・南部町・医療事務組合議会議員に当選されました。

当選されました、5番 高橋茂広議員、2番 望月憲之議員、1番 芦澤潤一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○議長 (木内秀樹君)

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第3号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第3号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長 (木内秀樹君)

それでは、会議を再開いたします。

○議長 (木内秀樹君)

追加日程第1 発委第3号、意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、端末資料⑩としてお手元へ配付しましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るため

の意見書の提出について、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会 望月小五郎委員長。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、発委第3号についてを説明させていただきます。

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料⑩、委員会提出議案2ページをご覧ください。

発委第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年9月19日提出

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出委員会は、南部町議会文教厚生常任委員会であります。

提出理由であります。学校現場はカリキュラム・オーバーロード状態にあり、子どもたちの豊かな学びが妨げられている状況です。加配定数の振り替えによらない教職員定数の増員、学習指導要領の内容の精選、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国の負担割合を2分の1に還元することを政府に強く求め、学校現場の改善を図るため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はともにお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上で、発委第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

発委第3号の趣旨説明が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第3号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発委第3号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本意見書は、地方自治法第99条の規定により、議長において各関係機関へ提出いたします。

○議長 (木内秀樹君)

日程第25 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長 (木内秀樹君)

日程第26 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長から閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和7年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

令和7年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年9月19日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

